くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和６年11月25日
関東管区行政評価局


行政相談マスコット
キクーン

労災による歯科診療は、保険適用外の材料を使っても原則消費税は非課税です！

－あっせんにより埼玉県内の歯科医療機関へ周知－

総務省関東管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、関東管区行政評価局行政改善推進会議の意見を踏まえ、令和６年６月27日に厚生労働省埼玉労働局にあっせんを行った結果、同年８月23日に、同局から対応結果について回答がありました。

行政相談の内容

勤務中の事故で前歯を折ったため、労災保険を使ってセラミックのクラウンをかぶせる治療を行った。治療費を一旦全額自己負担し、その後、労働基準監督署に労災保険の請求を行ったところ、請求額のうち消費税相当額が支給されなかった。

労働基準監督署に相談しながら治療・請求を行ったのに満額支給されないのはおかしい。

行政改善推進会議の審議結果を踏まえ埼玉労働局にあっせん

埼玉労働局は、行政改善推進会議の意見を踏まえ、他県の労働局の取組を参考に、管内の歯科医院に対し、労災保険の請求手続と併せて、労災保険が適用される診療は、通常、消費税が非課税となることを周知する必要がある。

埼玉労働局の対応

○　労災保険指定・非指定それぞれの（歯科）医療機関向けに、労災手続きについて説明したリーフレットを作成し、ホームページに掲載した。リーフレットには、歯科診療費に係る労災保険の請求手続（保険適用外の材料を使用した場合を含む）及び当該診療費に係る消費税の取扱いについて記載されている。

○　保険適用外の材料を使用した場合に請求書に添付する「補綴（ほてつ）明細書」内に消費税は非課税であり、労災保険給付対象ではない旨明記し、ホームページに掲載した。

埼玉労働局ホームページ：
https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousai_hoken.html

（本件に関する連絡先）
関東管区行政評価局　総務行政相談部　首席行政相談官室
電話：048-600-2300（代表）